

## 第3部 公害の防止に関して講じた施策

### 第1章 公害の防止に係る基本的施策

#### 第1節 環境管理計画等の推進

##### 第1 環境管理計画の推進

大阪府環境管理計画(BIG・PLAN)は、公害対策基本法に基づく大阪地域公害防止計画(昭和47年12月策定)を包含する計画として、府公害防止条例第9条の規定に基づき府域の自然的、社会的条件を考慮して、昭和48年9月に策定されたものである。本計画は、公害防止と環境保全のための総合的、基本的な計画であって、昭和47年度から昭和56年度までの10カ年を対象とする長期計画であり、その特色としては、①科学的、精密な計算、解析に基づいて、大気及び水質の汚染物質別に環境容量を算定するとともに、総量規制の概念を導入したこと ②国が定めている環境基準(大気汚染、水質汚濁及び騒音)のほかに、府独自の目標を設定したこと ③自然保護を始め広く環境問題全般にわたって計画の対象としたことなどがあげられる。

更に、府域における公害を抜本的に解消するために土地利用と環境汚染の関連を明らかにして今後の土地利用に係る施策の方向を示すとともに、当面、具体的に実施していく大気汚染等いわゆる典型7公害に対する対策、廃棄物対策、自然環境の保護・回復、環境保健対策、中小企業対策その他の環境上の障害防止対策等について、それぞれの基本方向を示している。この計画に示す目標を達成するため、その実施計画として大気清浄化計画、水質汚濁負荷量削減計画等の公害対策に係る諸計画を始め、下水道整備計画、産業廃棄物処理計画、公園等整備計画など環境整備の主要計画を策定、実施するほか自然環境の保全と回復に関する基本方針を設定するなど、府並びに府下市町村等が一体となって、その推進に努めているところである。

昭和52年度においては、本計画に包含される大阪地域公害防止計画について、その計画期間の前期5カ年間(昭和47～51年度)が経過し、この間、環境関連諸法令の制定、改正並びに環境基準の新設、改定が行われたほか、各種の施策や関連事業計画が新たに策定又は改定されるなど諸情勢に大きな変化が生じてきたため、昭和53年3月、再策定したところである。

環境管理計画については、その施策、事業の骨格をなす大阪地域公害防止計画の再策定結果を踏まえて、これら諸情勢の変化に的確に対応し、同計画に盛り込まれた各種施策、事業の内容が実情とかけ離れることのないよう留意しながら、それらの具体化を図るなど計画の積極的かつ円滑な推進に努めることとする。

## 第2 大阪地域公害防止計画の再策定

大阪地域公害防止計画は、公害対策基本法第19条に基づき昭和47年12月に策定されたものであるが、計画策定後の諸情勢の変化に対応させるため、昭和52年6月28日内閣総理大臣が基本方針を示して行った再策定の指示に基づき当初計画の後期5カ年間（昭和52～56年度）の計画を再策定し、昭和53年3月17日、同大臣の承認を得たところである。

再策定内容の主な項目について、まず汚染質等公害事象に係る目標を当初計画と比較すると、二酸化窒素、光化学オキシダント及び航空機・新幹線騒音並びに振動について国の環境基準をとり入れるなどして、目標値が改定、新設されている。

次に、下水道整備、公園整備等の施策、事業については、当初計画策定後新たに策定された国の5カ年計画等に整合させることとなり、計画期限の昭和56年度において下水道の人口普及率が約63%（昭和52年度末では50.6%）、1人当たりの公園開設面積3.7㎡（昭和52年度末では2.9㎡）等となっているほか、公害対策面については大気汚染対策、水質汚濁対策等の実績を踏まえ情勢の変化に沿いながら強化、拡充が図られた。

なお、昭和52年度から昭和56年度までの5カ年間の所要経費については、地方公共団体等（府及び府下市町等）が主体となって講ずる措置に要する経費が約1兆3,210億円、事業者が講ずる措置に要する経費が約2,800億円、合計1兆6,010億円と見込んでいる。

## 第2節 府公害防止条例等の整備

公害発生源工場、事業場に対する規制等については、府公害防止条例、同施行規則等に基づいて積極的に推進しているところであるが、効果的な公害行政の推進に資するため、環境関連法令の制定、改正及び環境汚染の状況に配慮しながら、その整備を図ってきており、昭和52年度における措置状況は次のとおりである。

## 1 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量削減計画の策定等

硫黄酸化物に係る環境基準の昭和53年3月における確保を目的として、大気汚染防止法第5条の2第1項及び第3項の規定に基づき硫黄酸化物総量削減計画の策定並びに総量規制基準及び燃料使用基準の設定を行った（昭和52年9月30日大阪府告示第1321号及び第1322号）。

## 2 振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定等

振動規制法に基づく①規制地域の指定 ②規制基準の設定 ③特定建設作業の規制地域の区分の指定 ④道路交通振動の限度の区域及び時間の区分の決定を行った（昭和52年11月1日大阪府告示第1488号及び第1489号並びに同公告第303号及び第304号）。

## 3 府公害防止条例に定める振動に係る排出基準の改正等

振動規制法に基づく規制基準の設定等に伴い、従前からの府公害防止条例に基づく振動規制について法による規制との整合を図るため、①届出施設及び特定建設作業の改正 ②排出基準の改正 ③特定建設作業に関する規制の基準の設定 ④道路交通振動の限度の設定 ⑤振動レベルの測定義務の追加を行うとともに、騒音規制に係る事項について、関係規定の整備を行った（昭和52年11月1日大阪府規則第71号）。

## 4 工業用水法に基づく泉州地域の地域指定に伴う改正等

工業用水法施行令及び同法施行規則の一部改正により泉州地域（和泉市、岸和田市及び貝塚市の一部の地域、泉大津市及び忠岡町の全域）が同法に基づく規制地域に指定されたことに伴い、府公害防止条例に基づく地下水採取の規制について同地域を規制対象地域から除外するとともに、地下水採取量測定器の種類追加、測定義務地域を区分する道路名の整理など関係規定の整備を行った（昭和53年1月25日大阪府規則第1号）。

## 5 硫黄酸化物に係る排出基準の改正等

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準等の設定に伴い、それとの整合を図るため府公害防止条例施行規則に定める硫黄酸化物に係る排出基準及び燃料基準について所要の改正を行った。

また、大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正により、オキシダント

濃度に係る緊急時発令基準値が改正されたことに伴い、法に準じて府公害防止条例施行規則に定める同発令基準値の改正を行うとともに、その測定方法等について関係規定の整備を行った（昭和53年3月29日大阪府規則第9号）。

### 第3節 府公害対策審議会等における審議状況

#### 第1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条及び大阪府公害対策審議会条例（昭和46年大阪府条例第2号）に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため昭和46年3月に設置されたもので、昭和52年度における審議状況は表3-1-1のとおりである。

また、同条例に基づき、昭和52年度においては大気汚染、騒音・振動及び法制度関係の専門委員を置き、各分科会を設けて調査審議を行ったが、その状況は表3-1-2のとおりである。

昭和53年3月31日現在、委員数は35名、専門委員数は26名（大気汚染関係9名、騒音・振動関係10名、法制度関係7名）である。

表3-1-1 府公害対策審議会における審議状況（昭和52年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭52. 6. 16 (第39回)	<p>①炭化水素の排出等の現況と対策について専門委員会から中間報告を受け、これについて審議を行った。</p> <p>（昭和49年8月30日諮問、同日専門委員会付託の「炭化水素系有害物質排出施設（炭化水素系有害物質の排出を伴う作業等を含む。）に係る光化学スモッグ対策としての有効な設備基準、原料基準等の設定とそれに伴う必要な措置の検討」に関するものである。）</p> <p>②振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方に係る調査検討状況について、専門委員会から報告を受けた。</p>

開催年月日	審 議 内 容
	<p style="text-align: center;">（昭和51年11月5日諮問、同年12月6日専門委員会付託の「振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方について」に関するものである。）</p> <p>③大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量削減計画の策定について諮問を受け、審議した結果、専門委員会に調査検討を付託することとした。</p>
<p>昭52. 8. 8 (第40回)</p>	<p>①大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量削減計画の策定について、専門委員会から調査検討結果の報告を受け、それに基づき答申した。</p> <p>②振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方に係る調査検討結果について、専門委員会から報告を受けた。</p>
<p>昭52. 9. 22 (第41回)</p>	<p>振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方に係る調査検討結果について、専門委員会から説明を受け、審議した結果に基づき答申した。</p>
<p>昭53. 2. 16 (第42回)</p>	<p>①大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の実施に伴う大阪府公害防止条例施行規則の一部改正についての諮問を受け、調査審議した結果に基づき答申した。</p> <p>②工業用水法に基づく泉州地域の地域指定に伴い、同地域を府公害防止条例に基づく地下水採取規制の適用除外とした同条例施行規則の一部改正について、報告を受けた。</p> <p>③大阪地域公害防止計画再策定の基本方針についての説明を聴取した。</p>

表3-1-2 専門委員会における審議状況（昭和52年度）

(1) 大気汚染分科会

開催年月日	審 議 内 容
昭52. 6. 27 (第11回)	①「硫黄酸化物に係る指定ばい煙総量削減計画の策定について」(昭和52年6月16日付託)に関する調査審議 ②炭化水素の排出等の現況と対策(中間報告)の検討
昭52. 7. 16 (第12回)	「硫黄酸化物に係る指定ばい煙総量削減計画の策定について」に対する専門委員会報告のとりまとめ

(2) 騒音・振動分科会及び法制度分科会

開催年月日	審 議 内 容
昭52. 4. 1 (第4回騒音・振動)	振動に係る規制基準の設定、測定場所の決定、条例に基づく届出施設の見直し等の検討
昭52. 5. 10 (第5回騒音・振動) 第2回法制度	①条例に基づく振動規制の法的問題点の検討 ②振動に係る規制基準の設定、条例に基づく届出施設、特定建設作業の見直し等の検討
昭52. 6. 27 (第3回法制度)	大阪府公害防止条例に基づく振動規制の法的問題点の検討
昭52. 7. 12 (第6回騒音・振動)	振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方についての専門委員会報告のとりまとめ
昭52. 7. 20 (第7回騒音・振動) 第4回法制度	

## 第2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条及び大阪府水質審議会条例（昭和46年大阪府条例第38号）に基づき、府における公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため昭和46年10月に設置されたもので、昭和52年度における審議状況は表3-1-3のとおりである。

表3-1-3 府水質審議会における審議状況（昭和52年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭53. 2. 16	①昭和53年度公共用水域の測定計画の策定についての諮問を受け、調査審議した結果に基づき答申した。 ②十三間堀川の水質環境基準類型指定の解除について承認した。